防犯カメラの設置・運用規程

１　趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、　　　　　　　　　（以下「設置者」という。）が　　　　　　に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

２　設置目的

防犯カメラは、　　　　における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

３　設置の場所等

⑴　設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、　　　　　に　　　台の防犯カメラを設置する。

⑵　設置の表示

防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

表示板には　　　　　　　　　　、連絡先を記載することとする。

４　管理責任者等

⑴　設置者は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下　　　　「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

⑵　管理責任者は　　　　　　とする。

⑶　管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。

⑷　操作取扱者は　　　　　　とする。

５　設置者等の責務

⑴　設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

⑵　設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

６　画像データ等の管理

⑴ 保存期間

画像データの保存期間は　　日間とする。

⑵ 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止

画像データの不必要な複製や加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送、外部への持ち出しを禁止する。

⑶　記録媒体の保管場所

やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（　　　）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

⑷　立ち入り制限等

記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

⑸　画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

７　画像データの利用及び提供の制限

⑴　画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止する。

　　ア　法令に基づく場合

　　　　裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第１９７条第２項）、弁護士からの照会（弁護士法第２３条の２第２項）に基づく場合。

　　イ　個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合。

⑵ 画像データの閲覧・提供を行う場合は、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、不審な点がある場合は相手先機関・組織等への問い合わせを別途行うよう努める。

 また、閲覧・提供を行った場合は、日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに６－(3)に基づく保管庫等へ保存する。

８　苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

９　保守点検と撤去

⑴　保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、年１回以上専門業者による保守点検を行うともに、ＳＤカードなどメモリーカードについては安定した録画を確保するため概ね３年以内での交換に努める。

⑵　設置場所・画角の見直し

防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを管理者等で検証し、必要に応じ見直しを行う。

⑶　撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に津市に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。